

平成26年3月会議

(3月3日～3月25日)

実務執行上、実情に応じた
業務を行うため。平成26年
4月1日から施行。

(修正可決)

▼鏡野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する

条例 : 社会教育法の改正のため。平成26年4月1日から施行。(原案可決)

可決・承認された案件などの概要をお知らせします。

条例の制定

▼鏡野町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例

：国家公務員退職手当法施行令等の一部改正により、国家公務員に新たな早期退職募集制度が導入されたこと

と併し、本条例を定める必要があるため。平成26年4月1日から施行。(原案可決)

原案可決

条例の改正

▼鏡野町手数料徴収条例の一部を改正する条例

：土地情報管理システムの有効活用により、住民サービスを向上させるため。

平成26年4月1日から施行。
(原案可決)

▼鏡野町営国民宿舎いつき条例の一部を改正する条例

：学校給食共同調理場の一部を改正する条例

：現在の社会情勢を考慮し、シーズン料金を見直すため。平成26年4月1日から施行。(原案可決)

（原案可決）
工事請負変更契約の締結

代表取締役 中山洋一

* * *

契約の目的 塚谷地区農業集落排水事業管路工事

契約の目的 公共下水道汚水管渠布設工事 5工区

契約の目的 鏡野町市場・香々美地内

既契約年月日 平成25年6月6日

既契約年月日 平成25年10月29日

既契約年月日 平成25年10月29日

既契約年月日 平成25年6月6日

契約の相手方 鏡野町貞永寺1-188-1
株式会社桜建設

契約の相手方 鏡野町塚谷601-1

清掃に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決）

（原案可決）

（原案可決）